

重 点 事 項

1 分権型社会の実現

1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 総務局・財務局・主税局)

- (1) 新しい東京の未来に向けて改革を推し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲するとともに、地方税財源の充実・強化を図ること。

<現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成26年度に導入された「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、地方分権一括法等として施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在しており、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

<具体的要求内容>

- (1) 新しい東京の未来に向けて、東京が抱える課題の解決や東京の更なる成長創出に資する施策を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定すること。
- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方自治体からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無に限らず、既存事務との一体的処理による効率性、課題発生の未然防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視すること。

なお、提案件数が減少傾向にあることから明らかなように、本制度には問題点があることを踏まえて、地方自治体がより活用しやすいものとなるよう、制度の見直しを図っていくこと。また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

- (3) 権限とそれに見合う財源とを一体として移譲すること。また、国と地方の税収比率と歳出比率の乖離を解消するために、地方税財源を充実・強化すること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

2 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方が果たすべき役割が更に高まることは明らかであり、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた上で、役割と権限に見合った財源を確保していく必要がある。

しかし、歳出の比率が国4：地方6である一方、国民が負担する租税収入の比率は国6：地方4と逆転した状況となっている。

本来目指すべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実強化を図るべきである。

また、地方交付税の持つ財源保障機能や財源調整機能をより適切に発揮させていくことも重要であり、地方交付税の法定率を引き上げるとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、国から地方への税源移譲を推進すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政調整については、行わないこと。

- (3) 地方の実態を踏まえた適正な財政需要に基づき、必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築 に向けた改革の推進

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

<現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとされている。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとされている。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものである。今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

3 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成28年度税制改正では、成長志向の法人税改革の一環として、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられることとなったが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)

(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理的な改正は行わないこと。

7 自動車関係税の充実確保

(提案要求先 総務省・財務省)

(都所管局 主税局・財務局)

(1) 車体課税を見直す場合には、社会的コストを発生させている自動車の所有者に対して一定の負担を求める見地から、現在の税込規模を維持すること。

(2) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時である平成31年10月に廃止することとされたが、その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入により一部が補填されるものの、十分な代替財源が確保されていない。

さらに、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされている。

自動車の使用は、道路施設の利用、交通行政サービスの享受、環境負荷の発生等を伴うものである。とりわけ、道路施設については新たな建設だけでなく、維持・更新の必要性が増している。

このため、地方自治体がそれらの対応に要する社会的コストについては、自動車の所有者に一定の負担を求める車体課税として、安定的に確保することが不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すべきである。

<具体的要求内容>

(1) 車体課税を見直す場合には、社会的コストを発生させている自動車の所有者に対して一定の負担を求める見地から、現在の税込規模を維持すること。

(2) 燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

8 固定資産税制の改革

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 土地の税負担の在り方を検討する際には、税負担の増加や自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。
- (2) 家屋、とりわけ大規模な事業用建築物の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。

<現状・課題>

土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、全国的には負担水準の均衡化は相当程度進展してきているが、地価の状況については、都市部では上昇を続ける反面、地方圏では下落しているなど、自治体ごとに異なっている。

また、家屋の評価方法は、複雑で精緻過ぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途が複合的で大規模な事業用建築物を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。このような建物は他の大都市でも建築されていることなどから、こうした課題は、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

都は、これらの課題を解決するため、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法の確立に向けて「固定資産評価に関する検討会」を設置した。当該検討会の検討結果を踏まえ、都として新たな評価方法について、国に提言を行ったところである。

<具体的要求内容>

- (1) 土地の税負担の在り方を検討する際には以下のとおり適切に対応すること。
 - ① 負担調整措置や各種特例などについて検討する際には、税負担の増加自治体ごとに異なる地価の状況等に配慮すること。
 - ② 商業地等の税負担を緩和するため、商業地等の条例減額制度を継続すること。また、住宅用地等の税負担の急増を抑えるため、住宅用地等の条例減額制度を継続すること。
- (2) 家屋、とりわけ大規模な事業用建築物の評価について、都の提言内容を活用し、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

9 地方消費税の清算基準の制度趣旨を踏まえた精緻化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 地方消費税の清算基準について、制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化を図ること。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的とした不合理な見直しは行わないこと。

<現状・課題>

地方消費税は、製造、卸売等に係る各取引段階において、税務署を通じて、その所在する都道府県に一旦払い込まれるが、税の最終負担者は消費者であり、税収はその最終消費地である都道府県に帰属されるべきであることから、各都道府県の消費に相当する額に応じて税収を配分するための基準として、清算基準が設けられている。

清算基準については、地方消費税の創設以来、消費指標として、商業統計調査等の「統計」を基本とし、それにより把握できない部分については、消費代替指標として、「人口」と「従業者数」が用いられているが、平成29年度税制改正においては、統計調査の更新に合わせて、人口の比率を高める見直しが行われた。

さらに、平成29年度与党税制改正大綱においては、平成30年度税制改正に向け、清算基準について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討することが明記されており、全国知事会からは、社会保障財源を確保するため地方消費税率を引き上げる経緯に鑑み、人口を重視すべきとの提言が出されている。

統計により把握できない部分を補うために用いられる指標にすぎない人口の比率を殊更に引き上げることは、大都市から地方への税収移転を意図しているものと考えられるが、こうした見直しは、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという清算基準の本来の趣旨から逸脱するばかりでなく、地方の自主財源である地方消費税の譲与税化とも捉えられ、地方分権の流れに大きく逆行するものである。

<具体的要求内容>

- (1) 清算基準について、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計の比率を合わせて高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政調整を目的として、消費代替指標である人口の比率を引き上げるなど、不合理な見直しは行わないこと。